

新	旧
<p>第 1～第 4 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 改良住宅ストック総合改善事業</p> <p>第 5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件</p> <p>1 改良住宅ストック総合改善事業（災害復旧事業を除く。）の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち平成 2 年度（安全性確保型に係る共用部分改善のうち耐震改修については昭和 56 年度、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善のうち防犯対策に係る改善は平成 12 年度、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善のうちバリアフリー対策に係る改善については平成 14 年度、福祉対応型に係る共用部分改善のうちエレベーター設置を伴うもの（更新住宅を除く。）については平成 14 年度）以前の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて建設されたもの（ただし、安全性確保型に係る共用部分改善のうち耐震改修については旧耐震基準（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）の一部を改正する政令（昭和 55 年 7 月 14 日政令第 196 号）が施行される日前における耐震関係規定。）の適用を受けたもの。）を対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ニ 住戸改善及び共用部分改善のうち省エネルギー対策に係る改善を行うもの</u></p> <p><u>ホ 住宅用防災機器、地上波デジタル放送対応設備、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等</u></p> <p>三～五 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 6～第 11 （略）</p> <p>第 12 借上型更新住宅</p> <p>1 建替事業の施行者は、民間の土地所有者等（土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者をいう。）、都市再生機構又は地方住宅供給公社が</p>	<p>第 1～第 4 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 改良住宅ストック総合改善事業</p> <p>第 5 改良住宅ストック総合改善事業の実施に係る要件</p> <p>1 改良住宅ストック総合改善事業（災害復旧事業を除く。）の実施に係る要件は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 個別改善については、原則として、改良住宅等のうち平成 2 年度（安全性確保型に係る共用部分改善のうち耐震改修については昭和 56 年度、<u>住戸改善及び共用部分改善のうち省エネルギー対策に係る改善については平成 6 年度</u>、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善のうち防犯対策に係る改善は平成 12 年度、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善のうちバリアフリー対策に係る改善については平成 14 年度、福祉対応型に係る共用部分改善のうちエレベーター設置を伴うもの（更新住宅を除く。）については平成 14 年度）以前の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて建設されたもの（ただし、安全性確保型に係る共用部分改善のうち耐震改修については旧耐震基準（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）の一部を改正する政令（昭和 55 年 7 月 14 日政令第 196 号）が施行される日前における耐震関係規定。）の適用を受けたもの。）を対象とすること。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>三 住宅用防災機器、地上波デジタル放送対応設備、P 波感知型地震時管制運転装置若しくは戸開走行保護装置の設置又はエレベーターに係る主要機器耐震補強措置の実施等</u></p> <p>三～五 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第 6～第 11 （略）</p> <p>第 12 借上型更新住宅</p> <p>1 建替事業の施行者は、民間の土地所有者等（土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者をいう。）、都市再生機構又は地方住宅供給公社が</p>

<p>所有する住宅（原則として耐火建築物又は準耐火建築物に限る。）を借り上げて、更新住宅として管理することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第13～第18 （略）</p> <p><u>附則〔平成25年5月15日要綱第19号〕</u></p> <p><u>改正後のこの要綱は、平成25年5月15日から施行する。</u></p>	<p>所有する住宅（原則として耐火建築物又は準耐火建築物に限る。）を借り上げて、更新住宅として管理することができる。<u>この場合の借上期間は、原則として20年とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第13～第18 （略）</p>
---	--